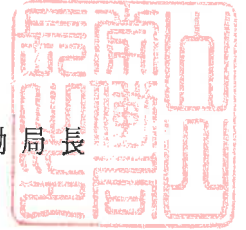




山口労発基 0315 第1号
令和4年3月15日

一般社団法人
山口県労働基準協会会長 殿

厚生労働省
山口労働局長



製造業における死亡災害撲滅に向けた要請について

貴協会におかれましては、労働災害の防止について、平素より格別のご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、山口県内においては、昨年末にゴム製品製造工場において、機械の整備作業中、テーブルリフターと架台の間に労働者が体をはさまれ死亡する労働災害が発生した後、令和4年1月には段ボール製造工場において、機械運転の準備作業中、機械とロールの間に労働者が頭部をはさまれ死亡し、さらに、同年2月には製鉄工場において、ガスが充満する鋳型内部に、特段の措置を講ずることなく労働者2名が立ち入り酸欠により被災、数日後に死亡と、約2か月の間に、いずれも製造業で3件、4名もの労働災害による死亡者が発生する大変憂慮すべき事態となっています。

これらの災害については、現在調査中ではありますが、いずれも労働者が基本的な安全行動から逸脱した危険行動をとり、それが被災につながった可能性が認められており、事業場全体の危険に対する意識の低下が心配されます。

つきましては、労働災害による犠牲者をこれ以上出さないという強い決意のもと、下記事項にご留意の上、貴団体の労働災害防止に向けた取組強化を図られるとともに、傘下会員事業場に対して、死亡災害の撲滅及び労働災害全体の減少に向けた基本的な安全衛生活動の着実な実行・確認のための総点検を実施すること、関係事業場を含めて企業全体で原点に立ち返った安全衛生活動の強化を図っていただくことについて、ご周知、ご指導いただきますよう要請いたします。

記

- 1 経営トップによる死亡災害撲滅、労働災害防止にむけた決意表明により、関係者の意思統一及び安全意識の高揚を図ること
- 2 安全作業マニュアルの内容が適正であるか点検するとともに、作業中のマニュアルの遵守状況を確認するなど、職場内の安全衛生活動の総点検を実施すること
- 3 安全管理者、安全衛生推進者、安全推進者等を選任し、能力向上を図り、その職務を確実に遂行させるなど、事業場の安全管理体制の充実を図ること
- 4 雇入れ時教育を徹底し、必要なキャリアアップを図るなど、計画的な教育体系を確立し、効果的な安全衛生教育を実施すること